

飯田テニス協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「飯田テニス協会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、主として飯田下伊那及びその周辺のテニス愛好者によって組織され、テニス競技の普及・振興、及び会員相互の親睦を図ることによって、会員の心身の健全な発達及び当地区のテニスの普及・向上・発展を目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を理事長方におく。

第2章 資格の取得

(加入資格)

第4条 本会への加入は、団体加入によって資格を取得する。団体とは2名以上のテニス愛好者の集まりとする。

(団体加入の承認)

第5条 本会に加入する団体については、理事総会の決議をもってこれを認める。

(加入手続き)

第6条 本会の加入にあたっては、定められた入会金及び会費を納入し、加入会員の名簿を提出しなければならない。

第3章 事業

(事業)

第7条 本会は目的を達成するために、長野県テニス協会、公益財団法人日本テニス協会及び公益財団法人飯田市体育協会に加盟し、次の事業を行う。

- (1) テニス競技の普及に関する事業
- (2) テニス技術の向上に関する事業
- (3) 会員相互の親睦を図る事業
- (4) 会員の健康増進に関する事業
- (5) 他団体と連絡・協調した事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第4章 役員及び機関

(役員)

第8条 本会に下記の役員をおく。

会長	1名	総務委員長	1名
副会長	若干名	競技委員長	1名
理事長	1名	普及委員長	1名
副理事長	若干名	強化委員長	1名
理事	若干名	HP担当委員長	1名
会計	1名		
監事	2名		

(役員を選出)

第9条 役員は理事総会により選出する。ただし、理事のうち各団体を代表する者は除く。

(会長の職務)

第10条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(副会長の職務)

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある時はその職務の全てを代行する。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、会長を補佐し、会務を把握する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等ある時はその職務の全てを代行する。

(委員長の職務)

第14条 委員長は各委員会を代表し、その職務を行う。

(理事の選出及び職務)

第15条 理事は、各団体を代表する者1名、並びに会長の推薦する者若干名とする。理事は、理事総会に出席して、本会の運営に関する事項を協議し、会務を執行する。

(会計の職務)

第16条 会計は、本会の財務を処理する。

(監事の職務)

第17条 幹事は本会財務を監査する。

(名誉会長、顧問、参与)

第18条 本会に名誉会長、顧問、参与をおくことができる。名誉会長、顧問、参与は、理事総会の決議により、会長が委嘱する。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2ヶ年とし、重任を妨げない。

(役員会)

第20条 役員会は、会長が招集し、本会の事業、運営並びに収支に関する事項を協議する。

(委員会)

第21条 本会に総務委員会、競技委員会、普及委員会、強化委員会及びHP担当委員会をおく。

2 各委員会に、委員長1名、副委員長若干名をおく。

3 総務委員会は、本会の総務を管理する。又、本会が主催、共催、主管した大会記録及び

各種の名簿類を、保存・管理する。

4 競技委員会は、テニス競技大会の運営に関する事業を行う。

5 普及委員会は、テニス及びスポーツ指導者等資格の普及に関する事業を行う。

6 強化委員会は、テニス技術の向上に関する事業を行う。

7 HP 担当委員会は、本会のウェブサイトの管理及び長野県テニス協会会員登録情報の管理等に関連する事業を行う。

(理事等の推薦)

第 22 条 本会は、長野県テニス協会の理事、公益財団法人飯田市体育協会の専門委員及び評議員を推薦する。

第 5 章 会計

(経費)

第 23 条 本会の経費は、入会金、年会費、寄付金、雑収入、補助金、その他によって支弁する。

(入会金等)

第 24 条 本会の入会金及び年会費の額は、別に定める。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(決算・予算の承認)

第 26 条 本会の予算及び決算は、役員会の審議を経てから理事総会の承認を得る。ただし、決算は監事の監査を経てから役員会の審議を経るものとする。

第 6 章 資格の消失

(資格の消失)

第 27 条 会員又は加盟団体は、次の場合に、役員会の承認、又は決議により資格を失う。

- 1 脱会の申し出があったとき。
- 2 入会金等の会費納入不履行のとき。
- 3 本会の名誉を著しく毀損したとき。
- 4 本会の運営を妨げたとき。
- 5 本会規約に反したとき。

第 7 章 理事総会

(理事総会)

第 28 条 本会の理事総会は、毎年 3 月に会長が招集する。

第 8 章 附則

(規約の改正)

第 29 条 この規約の改正は、役員会の審議を得て理事総会の決議による。

(施行)

第 30 条 この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 61 年 4 月 1 日 改正

昭和 62 年 4 月 1 日 改正

平成元年 4 月 1 日 改正

平成 6 年 4 月 1 日 改正

平成 18 年 4 月 1 日 改正

平成 30 年 3 月 18 日 改正